

## パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成18年(2006年)1月19日

|                      |   |
|----------------------|---|
| 素案の名称                | 箕面市都市計画道路見直しの基本的指針(都市計画審議会素案)   |
| パブリックコメント手続実施の目的     | 箕面市域内の都市計画道路を見直しするに当たり、その基本的な考え方について広く市民のみなさまの声を聴き、指針に反映させる   |
| 実施部署名                | 箕面市都市計画審議会  |
| (問い合わせ先)             | 都市計画部まちづくり政策課(箕面市都市計画審議会事務局)(電話:072-724-6810)   |
| 公表内容                 | (1)箕面市都市計画道路見直しの基本的指針(都市計画審議会素案)<br>(2)都市計画道路の見直しについて(参考資料)   |
| 素案の閲覧方法と閲覧場所         | (1)市ホームページ<br>(アドレス <a href="http://www2.city.minoh.osaka.jp/MACHI/public.html">http://www2.city.minoh.osaka.jp/MACHI/public.html</a> )<br>(2)都市計画部 まちづくり政策課(箕面市役所 別館4階 45番窓口)<br>(3)行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階 15番窓口)<br>(4)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所<br>(5)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、桜ヶ丘図書館、西南公民館、みのお市民活動センター<br><br>※(2)～(4)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで<br>※(5)は、施設の開館日、開館時間 |
| 意見等の提出期間             | 平成18年(2006年)2月1日(水)から2月20日(月)まで(郵便の場合は必着)   |
| 意見等の提出方法             | 次のうちいずれかの方法で提出してください。<br>(1)閲覧場所の窓口への提出<br>(2)郵便による送付<br>(3)ファクシミリによる送付<br>(4)電子メールによる送付<br><br>※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)  |
| 意見等を提出できるかた          | (1)本市にお住まいのかた<br>(2)本市に事務所又は事業所がある事業者<br>(3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた<br>(4)本市にある学校に在学しているかた<br>(5)本市に対して納税義務を有しているかた<br>(6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体  |
| 意見等を提出する際の必要記載事項     | (1)意見を提出しようとする素案の名称<br>(2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(4)に該当するかたにあつては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局の所在地)<br>(3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分   |
| 提出された意見等及び市の考え方の公表方法 | 「計画等の素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。<br>公表期間：平成18年(2006年)3月下旬から4月上旬を予定  |
| 備考                   |   |